

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：山王寺本郷棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

山王寺本郷の棚田

範囲については、別添 1 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

①耕作放棄の防止

- ・令和 11 年度末まで耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

①農産物の供給の促進

- ・SNS 等の活用や地元施設等との連携により、新たな販路を拡大する。

②自然環境の保全・活用

- ・無農薬栽培の取組圃場を 90a に拡大する。

③良好な景観の形成

- ・令和 11 年までに、耕作放棄地にレンゲを 25a 植栽する。

④伝統文化の継承

- ・毎年秋に開催される棚田祭りで「山王寺神楽」を継続上演する。

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・現状のトラスト会員 53 人と棚田オーナー 7 人を維持する。
- ・田んぼの学校を継続して実施する。

②棚田を観光資源とした地域振興

- ・地域の情報や魅力の発信、イベント情報発信を積極的に行い、関係人口の増加を図る。

③棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・令和 11 年度末までに、棚田で栽培した原料で、漬物等の特産品を開発する。

3 計画期間

認定の月から～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（１）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興計画について、別添 2 の工程表に基づき実施すること

とする。

① 棚田等の保全

ア)耕作放棄地の防止

- ・ 県内ボランティアや棚田オーナー等により毎年実施している棚田保全作業を継続させることで、現状を維持する。

イ)担い手の確保

- ・ 田んぼの学校（ボランティアや棚田オーナー等による田植え、草刈り、稲刈り）等地域行事に、農家、非農家を問わず地元在住や出身者等への積極的参加を促し、併せて農業技術の伝承を行い、担い手の育成・確保を促進する。
- ・ 大学等と連携し、地域の課題について大学生との意見交換会をおこなう。

ウ)生産性・付加価値の向上

- ・ 日本型直接支払制度等を活用し、田植機、高圧洗浄機を導入する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア)農産物の供給の促進

- ・ ブランド米「山王寺棚田舞」の生産及びSNS等で販路を拡大する。

イ)自然環境の保全・活用

- ・ 環境保全型農業(堆肥の施用)によるブランド米「山王寺棚田舞」の生産を維持する。
- ・ 田んぼダム用堰板等の設置により、洪水や土砂崩壊の防止機能の向上を図る。

ウ)良好な景観の形成

- ・ 棚田展望台周辺に彼岸花を植栽し、適正な維持管理を行うことで良好な景観を創造する。

エ)伝統文化の継承

- ・ 毎年棚田祭りを実施し、「山王寺神楽」を上演し、伝統文化の継承を図る

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

ア)棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 田んぼの学校開催等の地域行事に併せ、棚田オーナー、トラスト会員の会員募集を行い、関係人口の創出・拡大を図る。
- ・ 田んぼの学校を年3回、棚田祭りを開催し、関係人口の創出・拡大を図る。

イ)棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 島根県と水士里ネット島根が連携して運営している「しまね棚田元気ネット」のホームページやSNS、田んぼの学校、棚田祭りなどを活用し、地域の情報や魅力の発信、イベント情報発信を積極的に行い、関係人口の増加を図る。

ウ)棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・ 棚田で栽培した野菜等を原料とした特産品を開発し、棚田祭り等で販売する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の山王寺本郷棚田振興協議会の有志である。また棚田オーナーやトラスト会員、及び島根県、水士里ネット島根は棚田を核とした棚田地域のＰＲや保全支援活動を行う。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称または氏名

山王寺本郷棚田振興協議会は、農業者、山王寺本郷棚田実行委員会、山王寺本郷自治会、海潮地区振興会、雲南市で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙の通り

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項